

## 教育担当者の資格に関する確認書

私は、教育担当者の欠格事項を規定した札幌市火災予防規則第12条の2第3項各号に掲げる次のいずれにも該当していません。

- (1) 精神の機能の障害により防火管理教育担当者又は防災管理教育担当者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法又は法に基づく命令若しくは条例の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員

※札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号

暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号

暴力団員：暴力団の構成員をいう。

年 月 日

署名

---